

日本法令外国語訳整備 プロジェクトについて

令和3年1月
法務省



政府の最重要施策としての位置付け 1

- ✓ **経済財政運営と改革の基本方針2020(骨太の方針)(令和2年7月 閣議決定)**
「司法分野でのICT化・AI技術活用を推進し、国際仲裁等の紛争解決手続や法令外国語訳へのアクセスを強化する」
- ✓ **成長戦略フォローアップ(令和2年7月 閣議決定)**
「法令の外国語訳の迅速化(機械翻訳の活用を含む)及び法令翻訳の公開用ホームページの機能の強化に取り組む」
- ✓ **対日直接投資推進会議決定**
「グローバル・ハブを目指した対日直接投資促進のための政策パッケージ」
(平成28年5月)
対日直接投資を呼び込むため、
 - ①高品質を維持するためのチェック体制を構築し
 - ②2020年度までに新たに500以上の法令の外国語訳の公開を目指す
- 「**地域への対日直接投資 集中強化・促進プログラム**」(平成31年4月)
AIの活用等、法令の外国語訳の抜本的加速に向けた方策や、よりユーザー目線に立った翻訳提供の在り方を検討する

政府の最重要施策としての位置付け 2

✓ 経協インフラ戦略会議決定

○ インフラシステム海外展開戦略2025(令和2年12月)

「我が国のビジネス関係法令の高品質な英訳を迅速に作成し、(中略)このような英訳を海外に発信することを通じ(中略)我が国企業が国際競争力を強化する前提となる情報基盤を整備」

✓ 知的財産戦略本部決定

○ 知的財産推進計画2020(令和2年5月)

「我が国の知財関係等のニーズが高い法分野に関する法令及びその関連情報(法改正の概要情報等)の高品質な英訳情報提供の拡充に向け、法改正等に即応した迅速な翻訳のための体制整備(機械翻訳の活用に向けた調査検討を含む。)と利便性の高い利用環境整備を推進し、より効果的・積極的に海外発信する」

重点要望事項に対する取組 1

- ① 法改正に対応した迅速な翻訳公開を実現することについて
 - ・ 迅速な翻訳公開に向け、ニーズの高い法令について、法務省において**翻訳原案の作成を検討**
 - ・ 令和2年5月に成立した**外弁法の一部改正について、公布日に同改正を反映した外弁法の英訳を公開**
 - ・ 概要情報について、令和2年4月から各省に拡大
外為法の一部改正、個人情報保護法の一部改正など要望のあった法令について、概要情報を公開

重点要望事項に対する取組 2

② 最新版を公開すべき法令等の翻訳漏れを解消することについて

- ・ **翻訳要望のあった法令については**, 関係省庁に共有の上, **整備計画に反映**
- ・ ニーズの高い法令について, 法務省において**翻訳原案の作成を検討**

重点要望事項に対する取組 3

③ 翻訳公開ホームページの機能強化を実現することについて

- ・ 検索機能の抜本的強化やスマートフォン、タブレット端末に対応した画面表示など、ユーザーインターフェースの強化を行うためのリプレースを、令和3年度に行う予定

AI活用について

○ 法令の翻訳の迅速化の観点から、翻訳工程におけるAI翻訳の導入(※1)の可能性を検討

→ 実際の法律(再犯の防止等の推進に関する法律)をAI翻訳にかけ、その内容を検証(※2)

(※1) 法令の所管省庁が作成する翻訳原案の作成時に使用することを想定したもの

(※2) AI翻訳されたものを、法令外国語訳を担当しているネイティブがチェックし、翻訳の正確性や文法上の誤りの有無等を確認

AI 活用 について

○ 実際の翻訳例

- ・ 11ページを参照。

○ 検証結果概要

◎ 翻訳案は数分程度で出力。

○ 文法上の誤りは基本的にはなし。

△ 日本語原文が難解な場合など、日本語原文とは異なる内容の翻訳となる部分がある。

翻訳のクオリティ確保の観点からは、人間によるチェックが不可欠。

→ 検証結果を踏まえ、AIを本業務にどのように活用できるか

検討することが今後の課題。

AI活用について

○ 再犯の防止等の推進に関する法律

第十四条 国は、国を当事者の一方とする契約で国以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物品の納入に対し国が対価の支払をすべきものを締結するに当たって予算の適正な使用に留意しつつ**協力雇用主**(犯罪をした者等の自立及び社会復帰に協力することを目的として、犯罪をした者等を雇用し、又は雇用しようとする事業主をいう。第二十三条において同じ。)**の受注の機会の増大**を図るよう配慮すること、**犯罪をした者等**の国による雇用の推進その他犯罪をした者等の就業の機会の確保及び就業の継続を図るために必要な施策を講ずるものとする。

【AIによる実際の翻訳結果】

Article 14 In concluding a contract to which the State is one of the parties, in which the State is to pay consideration for the completion of construction, the delivery of work and other services by a person other than the State, or the delivery of goods, the State shall **cooperate with the employer** (meaning an employer who employs or intends to employ a person who has committed a crime, for the purpose of cooperating with the self-reliance of such person and the rehabilitation), while paying attention to the proper use of the budget. The same shall apply in Article 23.) The State shall take necessary measures to secure employment opportunities and continue to work for **persons who have committed crimes, etc.**, such as giving consideration to increasing opportunities for receiving orders, promoting the employment of such persons by the State.

AI活用について

○ 日本語の構造が複雑な場合、不正確な訳となることがある

- ① 条文は、「協力雇用主(略)の受注の機会の増大」で1つのフレーズ
AI翻訳は、「the State shall cooperate with the employer」と翻訳
→ 「協力雇用主」を名詞として認識せず、「雇用主と協力する。」との意味に判断。

「雇用主と協力する」という条文にはない訳ができていて、「誰の」注文の機会の増大を図るのが不明なものとなっている。

【AI翻訳のものの直訳(例)】

国は、国を当事者の一方とする契約で、工事の完成、国以外の者のする作業その他の役務の給付又は物品の納入に対し国が対価の支払をすべきものを締結するに当たっては、(予算の適正な使用に留意しつつ雇用主(犯罪をした者の自立及び当該更生に協力することを目的として、当該者を雇用し、又は雇用しようとする事業主をいう。第二十三条において同じでなければならない。)と協力しなければならぬ。国は、注文を受ける機会の増大を図るよう検討すること、犯罪をした者等の国による雇用の推進等のため、(国が)就業の機会を確保して継続的な取組を実施するために必要な施策を講ずるものとする。

- ② 条文は、「犯罪をした者等」であるところ、AI翻訳は、「persons who have committed crimes, etc.」と、「犯罪等をした者」との意味のものとなっている。

AI活用について

【日本法令外国語訳データベースにおいて公開されているもの】

Article 14 In entering into a contract to which the State is a party that will require the State to pay consideration for the completion of a construction project, work on a construction project, or other provision of services by a person other than the State, or for the delivery of goods by a person other than the State, the State is to give consideration to increasing the opportunity for cooperating employers (meaning employers that employ or seek to employ persons who have committed offenses for the purpose of cooperating in their self-reliance and reintegration into society; the same applies in Article 23) to receive orders while keeping in mind the proper use of the budget; and is to implement the necessary initiatives to advance the employment of persons who have committed offenses by the State and otherwise ensure employment opportunities for persons who have committed offenses and continue their work.

【AIによる実際の翻訳結果】

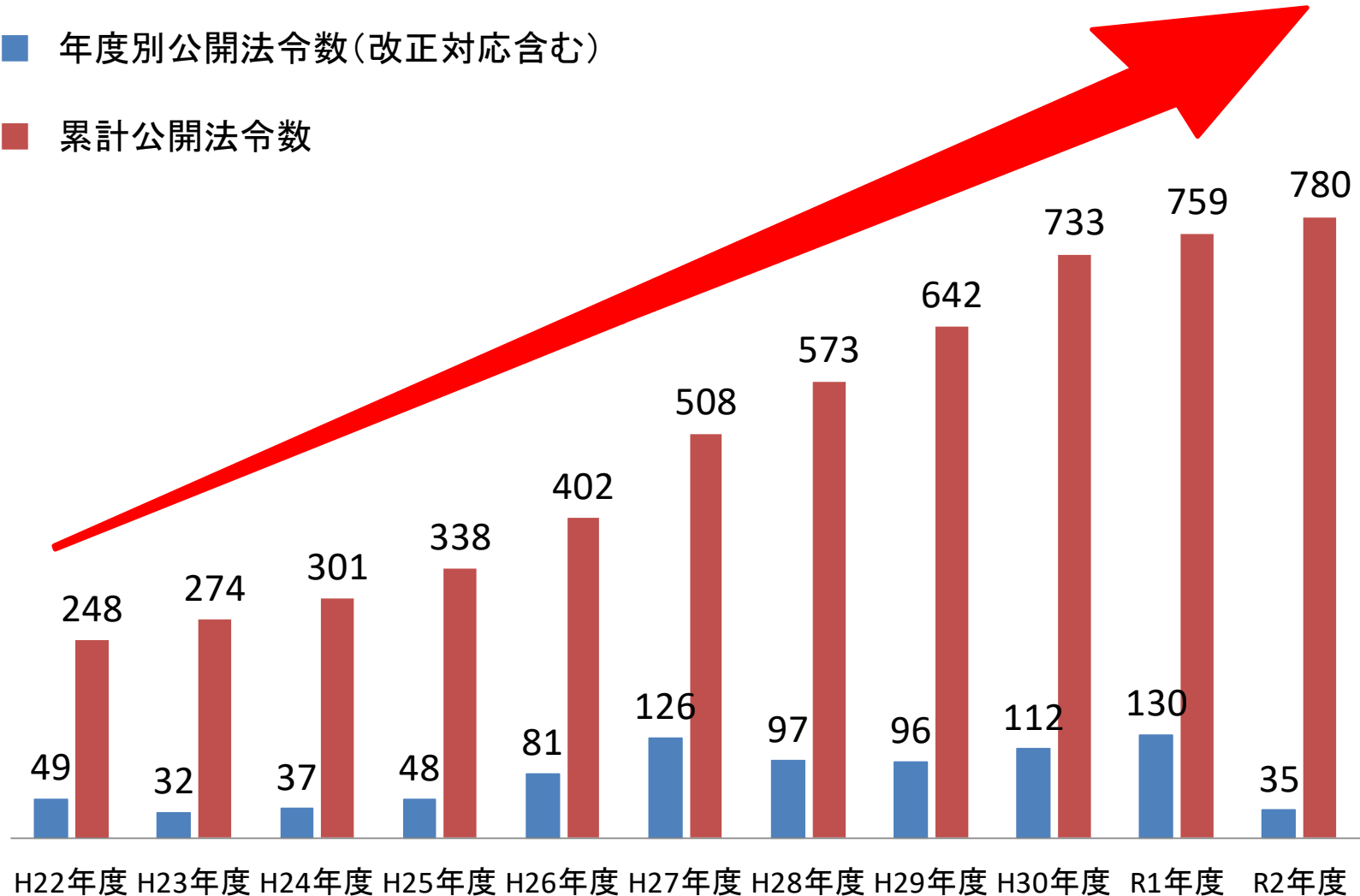
Article 14 In concluding a contract to which the State is one of the parties, in which the State is to pay consideration for the completion of construction, the delivery of work and other services by a person other than the State, or the delivery of goods, the State shall cooperate with the employer (meaning an employer who employs or intends to employ a person who has committed a crime, for the purpose of cooperating with the self-reliance of such person and the rehabilitation), while paying attention to the proper use of the budget. The same shall apply in Article 23.) The State shall take necessary measures to secure employment opportunities and continue to work for persons who have committed crimes, etc., such as giving consideration to increasing opportunities for receiving orders, promoting the employment of such persons by the State.

統計資料

日本法令外国語訳データベースシステム 公開翻訳法令数

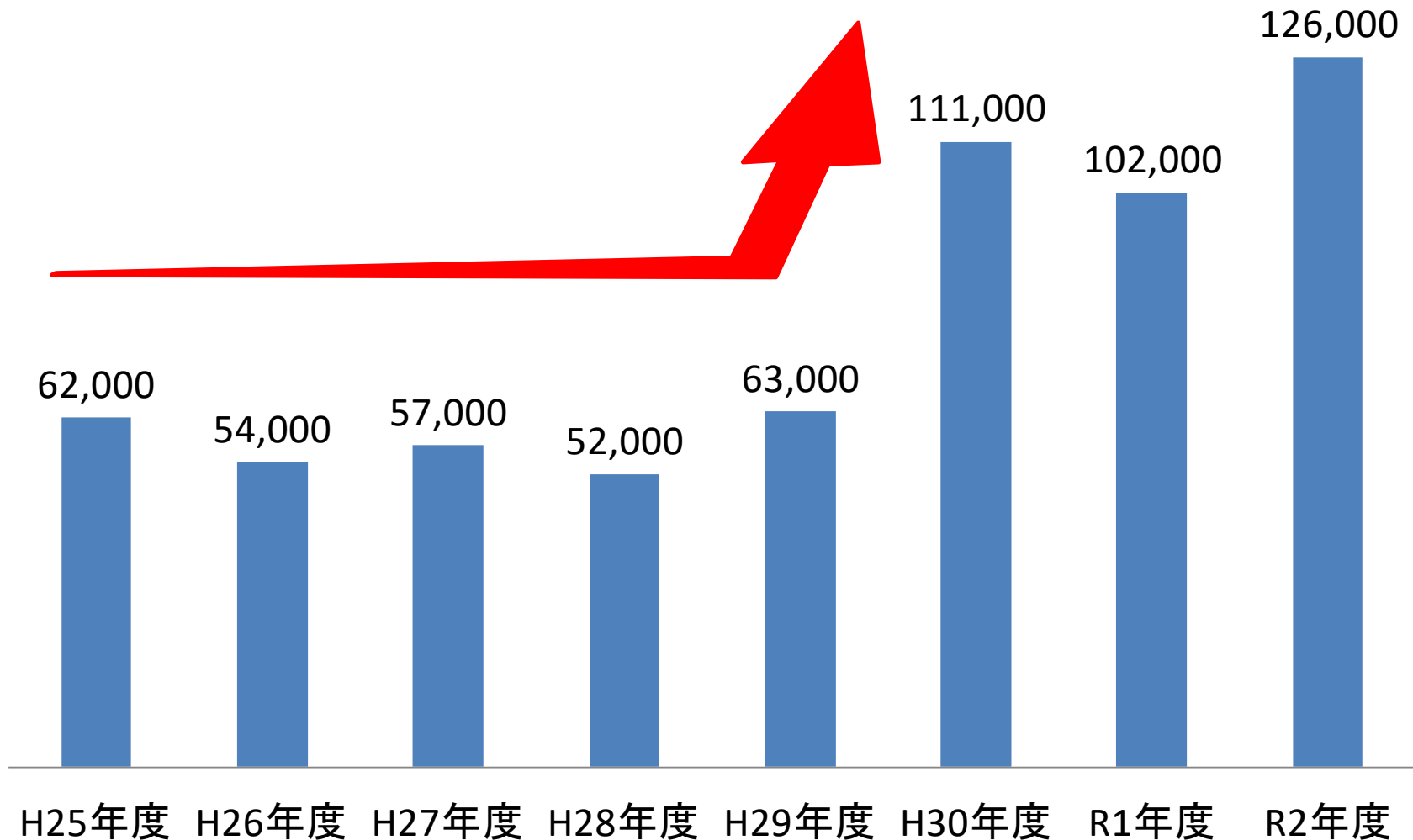
■ 年度別公開法令数(改正対応含む)

■ 累計公開法令数



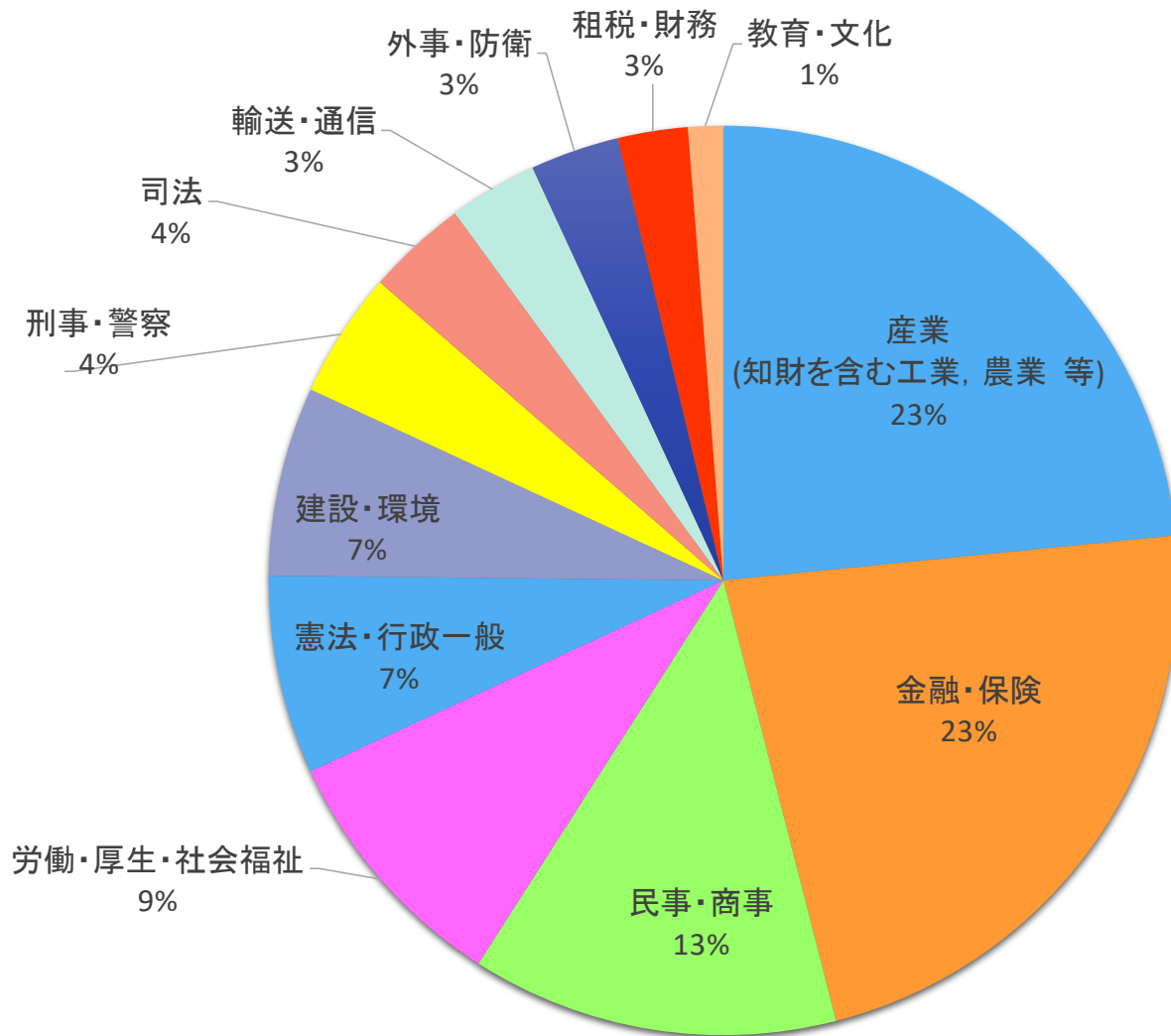
※ 令和2年9月末時点の数値

日本法令外国語訳データベースシステム 1日当たり平均ページアクセス数



※ 令和2年9月末時点の数値

日本法令外国語訳データベースシステム 分野別の公開翻訳法令の現状



※複数の分野に重複する場合もあり。また、告示・通達は含まない。
※令和2年9月末時点の数値

日本法令外国語訳データベースシステム

法令外国語訳の現状1

アクセスの多い上位10法令

平成21年4月(システム稼働時)から
令和2年9月末までのアクセス上位10法令

1	会社法(第一編第二編第三編第四編)
2	商品取引所法
3	銀行法
4	会社法(第五編第六編第七編第八編)
5	民法(第一編第二編第三編)
6	民事再生法
7	中小企業等協同組合法
8	租税特別措置法(非居住者、外国法人関連部分)
9	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律
10	特許法

令和元年10月から令和2年9月末までの
アクセス上位10法令

1	会社法(第一編第二編第三編第四編)
2	金融商品取引法
3	保険業法施行規則(第一編から第二編第五章まで)
4	保険業法施行規則(第二編第六章以降)
5	民法(第一編第二編第三編)
6	貸金業法施行規則
7	出入国管理及び難民認定法
8	公認会計士法施行規則
9	銀行法
10	金融商品取引業等に関する内閣府令

日本法令外国語訳データベースシステム 法令外国語訳の現状2

アクセスの多い上位20カ国・地域

1	日本	85.1%
2	中国	1.4%
3	ドイツ	1.3%
4	ブラジル	1.1%
5	タイ	1.0%
6	オーストラリア	0.9%
7	ロシア連邦	0.8%
8	イタリア	0.6%
9	米国	0.6%
10	インド	0.5%

11	フランス	0.5%
12	シンガポール	0.4%
13	ポーランド	0.4%
14	カナダ	0.4%
15	メキシコ	0.3%
16	イギリス	0.3%
17	台湾	0.3%
18	インドネシア	0.3%
19	オランダ	0.3%
20	トルコ	0.2%

⇒ **世界86以上の国や地域**からアクセスあり。

※国や地域の比率はドメインを基に算出したもの。

※令和2年9月末時点の数値